政令第百三十九号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「〇・九七六」を「〇・九七八」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本医療研究開発機構審議会令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十号

日本医療研究開発機構審議会令

内閣は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条　日本医療研究開発機構審議会（以下「審議会」という。）は、委員十人以内で組織する。

2　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3　審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条　委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条　審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条　審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一　外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。

二　委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第六条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第七条　審議会の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官において処理する。

（審議会の運営）

第八条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

〇内閣府令第二十二号

税理士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十九号）の施行に伴い、保険業法施行規則及び資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

保険業法施行規則及び資産の流動化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「常時」を「当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、」に、「その従事する」を「その勤務する」に、「所属税理士法人」を「当該税理士法人」に改める。

一　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二十三条の十一第二項

二　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）第五十四条第二項

附　則

この府令は、税理士法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。